最終更新日：2015年11月6日
野崎印刷紙業株式会社
代表取締役社長　野崎隆男
問合せ先：財経部　075-441-6965
証券コード：7919
http://www.nozakiinsatu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ的確な対応ができる組織体制の整備及び経営の透明性の向上に努め、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことを経営上の重要課題として捉えております。また、企業の社会的責任を果たし、株主、取引先、従業員、地域社会への貢献にも応えるとともに、企業価値を継続的に高めるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

・ 補充原則1－2－4　議決権行使及び招集通知の英訳
当社の海外投資家や機関投資家の比率が低いため現時点では議決権の電子行使、招集通知の英訳は行っておりません。議決権の電子行使については、業務の効率化や費用等を勘案し検討することとし、英訳については、海外投資家の比率が20%を超えた時点で実施することを検討いたします。

・ 補充原則3－1－2　英語での情報開示・提供
補充原則1－2－4に準ずる開示

・ 補充原則4－1－2　中期経営計画が目的未達に終わった場合における、その原因や自社が行った対応の内容
当社は事業年度ごとの業績予想を公表することとしております。現在当社は中期計画を公表していませんが、取締役会において中期経営方針を策定し、事業年度の結果を踏まえ定期的に進捗状況を分析することとしております。

・ 原則4－8　独立社外取締役の有効な活用
当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において会社法改正の主旨や当社のガバナンス体制の強化を図る等を目的として独立社外取締役1名を選任し、これまでの経歴で培われた高度で専門的知識等を当社の経営に活かしていただいておりますが、来年度は、株主総会の決議を得て独立社外取締役を2名とする体制にいたします

・ 補充原則4－11－3　毎年、取締役会の実効性の評価・分析
当社の取締役会全体における実効性についての分析・評価の開示内容については、今後の検討事項といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・ 原則1－4　いわゆる政策保有株式
1. 政策保有に関する方針
当社は、取引先と安定的で良好な関係を維持し発展・強化を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有しており、今後においても当社の企業価値向上に資すると判断されるものについては、引き続き政策保有目的で株式を保有いたします。保有する株式については、取締役会において保有目的の是非について定期的に検証し判断いたします。
2. 議決権行使に関する方針
当社は、保有先の会社提案を画一的に判断するのではなく、保有先の経営方針等を十分尊重したうえで、当社の保有目的に資するか否かを考慮し議決権を行使いたします。

・ 原則1－7　関連当事者間の取引
当社は、会社の利益・株主共通の利益を害することのないよう、役員や主要株主等と通例的な取引を行う場合、所定の決裁手続き経て取引の相当性、取引条件、取引金額等や競業取引、利益相反取引に該当しないかを確認しており、重要性の高い取引については事前に取締役会において審議し承認を行っております。これらの取引について監査役や会計監査法人の監査を受け有価証券報告書等に適時適切に開示しております。また、当社の役員に対して年に一回、関連当事者に関する調査を行い監視しております。

・ 原則3－1　情報開示の充実
1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
企業理念
「印刷・情報・包装の各事業を通じ、ひとりひとりの挑戦を大切にし、お客様の要望にプラスアルファで応えることで小さな感動を提供いたします。」
お客様第一主義を明確に示したうえで、製品本来の品質のみならず地球環境・社会貢献の向上において、一歩先を行く満足と喜びを提供することを使命といたします。
この考え方のもと、わたしたち全員の挑戦する気持ちを大切にし、良きものづくりを通じお客様とともに成長いたします。

経営戦略・経営計画
当社が属する国内の印刷業界は市場の成熟が進み、大きな成長が望めないなか同業者間の受注競争が激しく厳しい経営環境にあります。こうした経営環境の中、中期計画は公表しておりませんが、経営会議において迅速且つ柔軟に中期計画を含む中期経営方針の進捗状況を確認・分析の上、必要に応じて方針や目標を見直すこととしております。取締役会は中期経営方針を決議するとともに、その進捗状況や分析結果の報告を受け、監視・監督することとしております。
なお会社経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な経営戦略は既に公表しております。

2. 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的考え方は、本報告「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、取締役の報酬について報酬委員が策定し、取締役会において決定することとしています。
4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役を新任するときは、当社の持続的成長と企業価値向上に資する、優れた人格・見識・専門性を有する人材を取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することとしております。
監査役については、監査役会の同意を経て、株主総会の決議により決定しております。
また、執行役員については優れた人格・見識・専門性を有する人材を取締役会の決議により、決定することにしております。
5. 取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会参考書類おいて、従来より社外取締役・社外監査役候補の指名理由を開示しております。
社内出身の取締役・監査役については、実績と決断力・実行力を備えた者を候補者としております。

・ 補充原則4ー1ー1 経営陣に対する委任の範囲
当社の取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか経営上の基本方針等「取締役会規程」に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。取締役会の意思決定の業務執行体制として代表取締役が議長となり執行役員が出席する経営会議において、取締役会で決定された方針の進捗状況等を詳細に亘り審議し、機動的な業務の遂行を行っております。

・ 原則4ー9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の独立社外取締役の選定については、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社の経営に的確に助言し監督できる高い専門性を有する事を前提としております。

・ 補充原則4ー11ー1 取締役会の規模等に関する考え方を定め取締役に関する方針・手続き
当社の取締役会は、常に収益の改善・向上に取り組み持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図るため、迅速かつ的確な意思決定が行えることに注力しています。これらを実現するため社内取締役においては、高い倫理観を有し、業務の実績と決断力・実行力を備えた者を候補者とし、社外取締役においては、高い見識と高度な専門性を有し、独立した立場から当社経営に対して的確な助言と監督をなし得る候補者で構成されることが最適であると考えております。これらを踏まえ取締役会において取締候補者の適性を審議し決定しております。

・ 補充原則4ー11ー2 毎年、取締役・監査役の他の上場会社の兼務状況
当社の取締役及び監査役の重要な兼職状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書において、社外取締役、社外監査役の兼職状況については株主総会招集通知、有価証券報告書のほか本報告書において毎年開示しております。また、常勤監査役は他社の役員を兼任しておらず監査役の業務に専念しております。

・ 補充原則4ー14ー2 取締役・監査役のトレーニング方針
当社は、取締役及び監査役がその責務と期待される役割を全うするために、外部機関などを活用し各種セミナーや意見交換会などに参加し、役員のスキル向上につながるトレーニングを実施しております。また、社外役員に対して必要に応じて工場視察等を行い当社の業務の理解をより一層深める施策を実施しております。

・ 原則5ー1 株主との建設的な対話に関する方針
当社のIR活動の中心である株主との建設的な対話に関し、全般について代表取締役社長が統括し、その責任者は常務取締役が担っております。IR活動に必要な情報は管理部、財経部が相互に共有し有機的な連帯を確保しております。アナリストや機関投資家に向けた説明として本決算と第2四半期決算発表は、代表取締役社長が行っており、株主との対話や各社の取材対応等については担当部署責任者及び常務取締役が行っております。また、当社のホームページに「株主・投資家情報」サイトを設け情報公開に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
陽光会	2,330,520	10.85
野崎隆男	1,037,588	4.83
株式会社みずほ銀行	810,647	3.77
翠洸興産株式会社	690,100	3.21
株式会社コムテックス	638,600	2.97
フェニックス電子株式会社	576,000	2.68
みずほ信託銀行株式会社	569,000	2.65
日本製紙株式会社	506,000	2.35
日本生命相互保険会社	435,768	2.03
野崎礼子	422,678	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2015年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には親会社及び上場子会社はありませんが、連結子会社に対して当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を周知徹底し、企業の社会的責任を果たし、企業価値を高めるよう情報交換、意見交換を行うとともに、指導や助言に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴 木 一 水	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴 木 一 水	○	―――	大学院教授としての会計学や経営学に関する高度で幅広い見識を有しており、当社の経営に関して有益な助言を受けることができると考えております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人が実施した監査の結果について意見交換を行い、緊密な連携を図っており、往査に立ち会うなど、会計監査人が適正な監査を実施しているか監視、検証しております。また、監査役は内部監査部門から業務監査などの内部監査の結果について報告を受け、意見交換を行うなど連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 口 秀 夫	税理士													
松 本 光 右	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 口 秀 夫	○	――	税理士としての財務及び会計上の専門的知識及び実務経験に基づき、有用な指摘、提言を受けております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。
松 本 光 右	○	――	弁護士として培われた法務に関する専門的知識に基づき、当社の監査職務を適切に遂行できると考えております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役7名が連帯して経営責任と業務遂行責任の両面を担っており、特にインセンティブの必要性がないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期の報酬として、取締役の員数及び報酬等の総額を記載しております。
取締役・・・・8名　　51,608千円
(注)1　取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む。)35,530千円は含まれておりません。
　　2　取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第49期定時株主総会において月額800万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社は社外取締役に対し、取締役会の開催に際して充分な審議を行うため、資料の事前配布及び事前説明を行っております。また、その他理解が不充分な事項については、会議後に詳細説明を行うなど、適宜会議を補うための説明を行っております。
当社は社外監査役に対し、取締役に対する職務遂行の監査がスムーズに行えるよう、内部監査担当者が連携して資料説明を加えるとともに、社内の各種会議にも積極的に出席していただき監査の実効性と効率性の向上に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営環境の変化に即応した経営体制を構築するとともに、事業年度における経営責任を明確にするために、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に変更しております。
当社の取締役会は、取締役7名のうち1名が独立性を有する社外取締役(独立役員に指定)で構成され、定例取締役会を月1回、また、必要に応じて適宜開催し、取締役が連帯して経営責任と業務執行責任の両面を担い、重要な業務執行の的確かつ迅速な意思決定を行い、経営の機能を高め、経営環境に対応できる体制をとるとともに、執行役員制度の導入により、一層機動的な業務遂行を行っております。
当社は監査役会設置会社であります。3名の監査役のうち2名が独立性を有する社外監査役(独立役員に指定)で構成されており、原則月1回の監査役会を開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会などの重要会議に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、取締役の職務執行に対しての適法性、妥当性を監査しております。また、必要に応じて、使用人に対して業務執行に関する報告を求めており、社外からの経営監視機能を十分に果たしていると認識しております。なお、監査役と会計監査人の状況におきましては、会計監査の都度、情報交換、意見交換を行うとともに公正妥当と認められる監査基準に準拠した、業務の運
営及び財産の状況等についても意見交換を行うなど連携を深めております。なお、取締役会、監査役会には、現在女性は含まれておりません。
当社と会計監査人の状況につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、恒栄監査法人を選任しており、監査計画に基づき適時監査を受けるとともに、会計上の表示方法、処理方法など重要な会計的課題について指導を受け、会計処理の健全性の維持と向上に
努めております。
このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、取締役会における的確かつ迅速な意思決定が担保されると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する取締役会に対し、透明性と監督機能の強化を図るため社外取締役1名を選任しており、また、監査役3名中2名を社外監査役として選任しております。社外からの経営監視機能という観点では、取締役会などの重要会議への出席、監査役監査を通じて、十分に経営の監視機能を果たしていると認識しております。

なお、社外取締役1名と社外監査役2名を独立役員として指名し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにより、外部からの経営監視機能が十分機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集通知状については、早期発送を実施するとともに当社ホームページに掲載し、株主総会の会議目的事項に対して、充分なる理解をしていただくとともに、議決権の行使の円滑化に対処しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算（5月中旬）、中間決算（11月中旬）において、代表者自身による決算発表説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上において「株主・投資家情報」のサイトを設け、決算情報、決算情報以外の開示情報、定時株主総会招集通知状等、株主、投資家への情報公開に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動に努め、品質管理の強化、徹底を図り、環境保全に貢献する製品の提案、提供にも意欲的に取組むとともに、「容器包装リサイクル法」に基づく、分別収集及び再商品化への促進にも取組み、事業活動により生ずる環境問題に対し、地球環境保全活動に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決定事実、発生事実、決算に関する情報、その他PR情報に応じ、適時開示に努めるとともに、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制を整備しております。

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制に係る規定を定め、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動の徹底を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を推進する。

ロ. 内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備並びに進捗管理を行うものとする。

ハ. 法令違反行為、又はそのおそれのある行為の発見及び是正を図るため、内部通報制度を設置する。

ニ. 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文章管理規程に従って文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築するとともにリスクの軽減、発生の防止に努め、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の適切かつ迅速な意思決定を行う。

ロ. 取締役の職務分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が遂行される体制を確保する。

5　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は業務執行状況、財務状況等を定期的に報告するものとする。

ロ. 子会社の損失の危険」の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を子会社にも適用範囲とすることにより、子会社のリスクについても網羅的・総括的に管理していくものとする。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役及び使用人を一定数兼務させることとする。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する体制とする。

内部監査部門により、当社及びグループ会社の業務遂行状況等の監査を定期的に実施する。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

ロ. 監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役及び上長等の指揮、命令を受けないものとする。又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を得なければならないものとする。

ハ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

イ. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査役に遅滞なく報告するものとする。

ロ. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明、報告を求めることができる。

ハ. 監査役へ報告をした当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

「リスク管理体制の整備の状況」

当社のリスク管理体制につきましては、各業務部門におけるリスクを把握、分析するとともに対応策を講じ、会社の損失を未然に防止する体制をとっております。特に法律上の判断を要する事項については、顧問弁護士に適時指導や助言を受け対処しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

反社会的勢力による不当な要求については、関係行政機関及び外部専門機関と連携し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

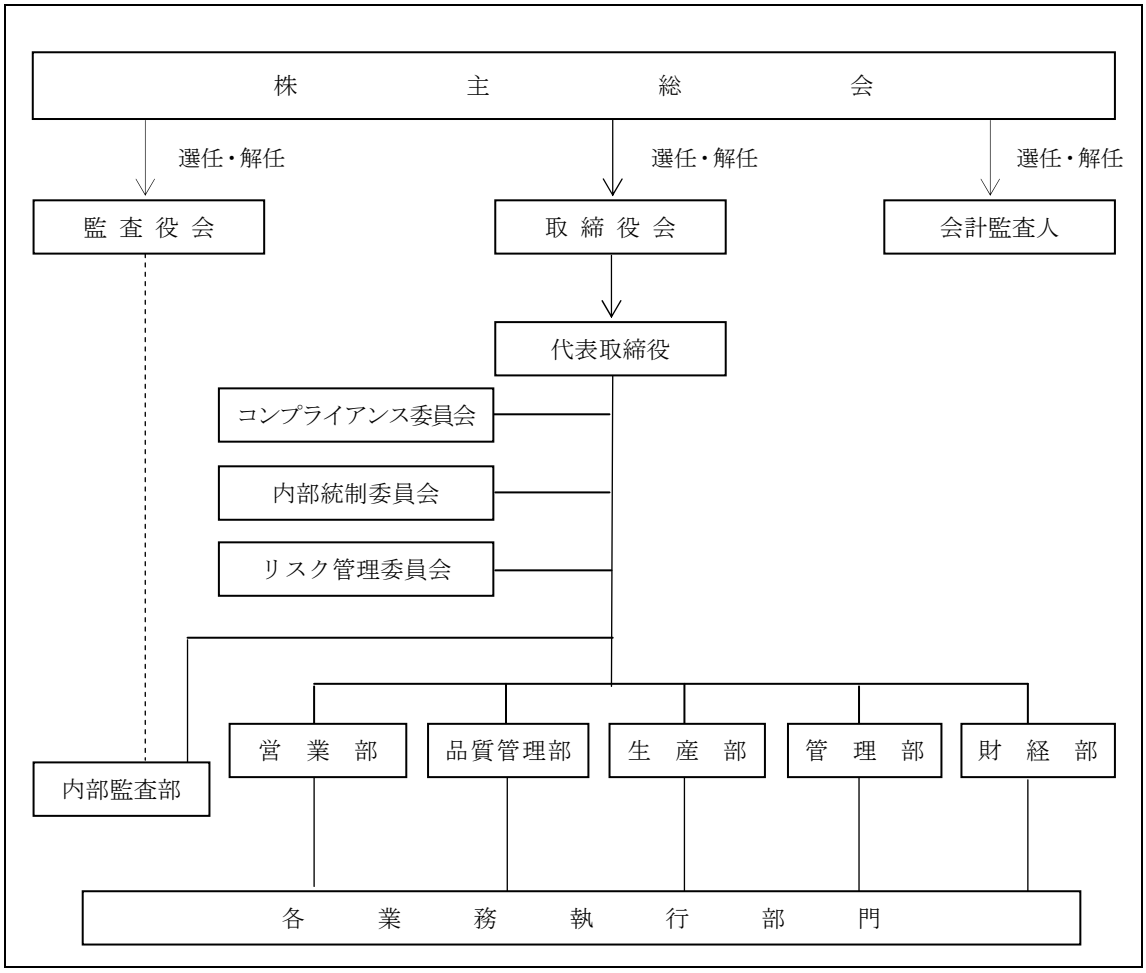

【適時開示体制の概要(模式図)】

